

第11回全国ID-Link研究会

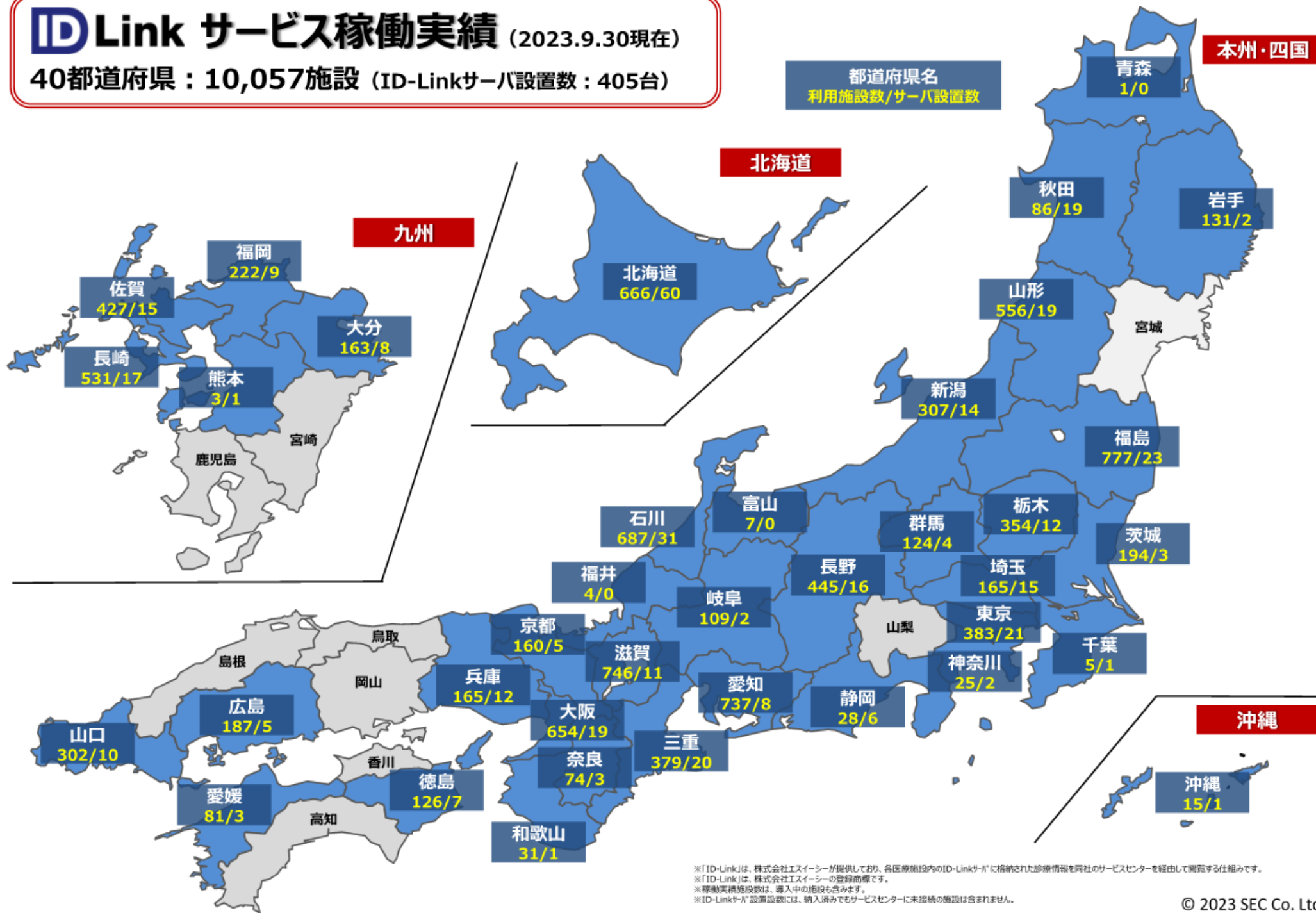
座談会

～全国の各ID-Linkネットワークへのアンケート実施結果による討論会～

佐賀大学医学部肝臓・糖尿病・内分泌内科
附属病院 副病院長／医療情報部長
安西慶三

ID-Link サービス稼働実績 (2023.9.30現在)

40都道府県 : 10,057施設 (ID-Linkサーバ設置数 : 405台)



※「ID-Link」は、株式会社エスイーシーが提供しており、各医療施設内の「ID-Linkサーバ」に格納された診療情報を同社のサービスセンターを経由して閲覧する仕組みです。
 ※「ID-Link」は、株式会社エスイーシーの登録商標です。
 ※稼働実績施設数は、導入中の施設も含みます。
 ※「ID-Linkサーバ」設置施設には、納入済みでもサービスセンターに未接続の施設は含まれません。

アンケート調査結果

(回答期間 : 令和 5 年 8 月 10 日 ~ 令和 5 年 9 月 5 日)

(回 答 数 : 48 ネットワーク)

① ネットワークの概況について

図1. ネットワーク稼働期間

(回答数48)

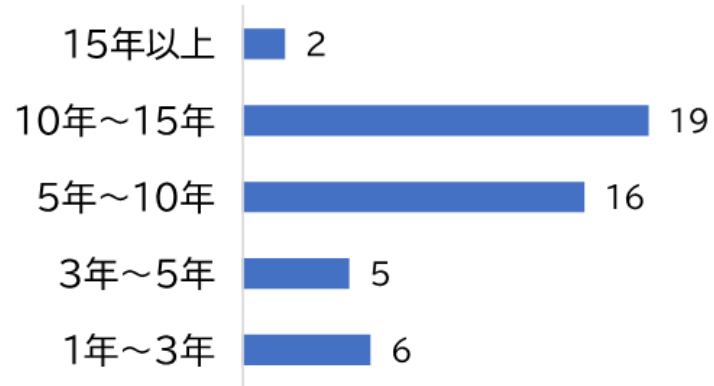


図2. ネットワーク稼働範囲

(回答数48)

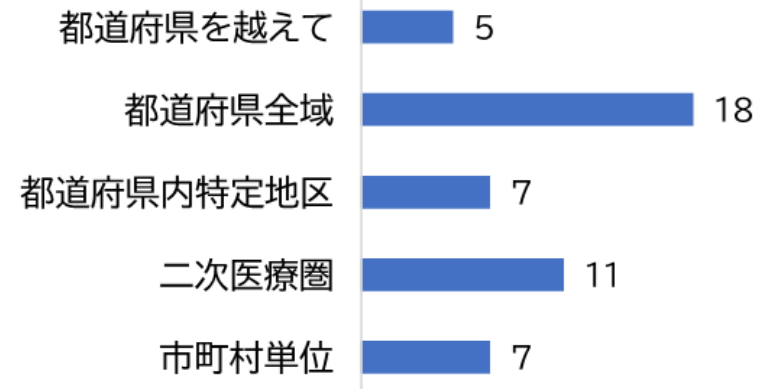


図3. 開示施設数

(回答数48)

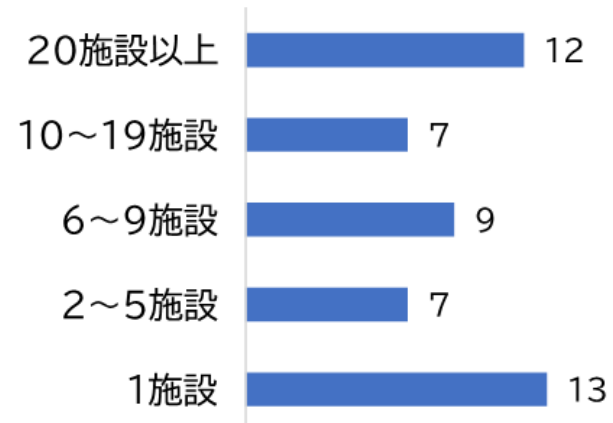


図4. 閲覧施設数

(回答数48)

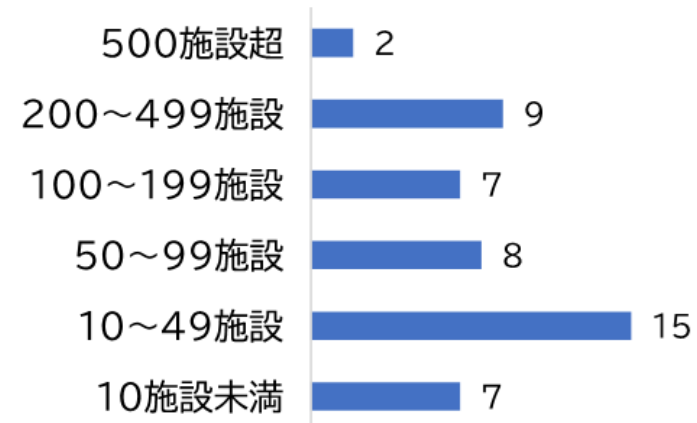
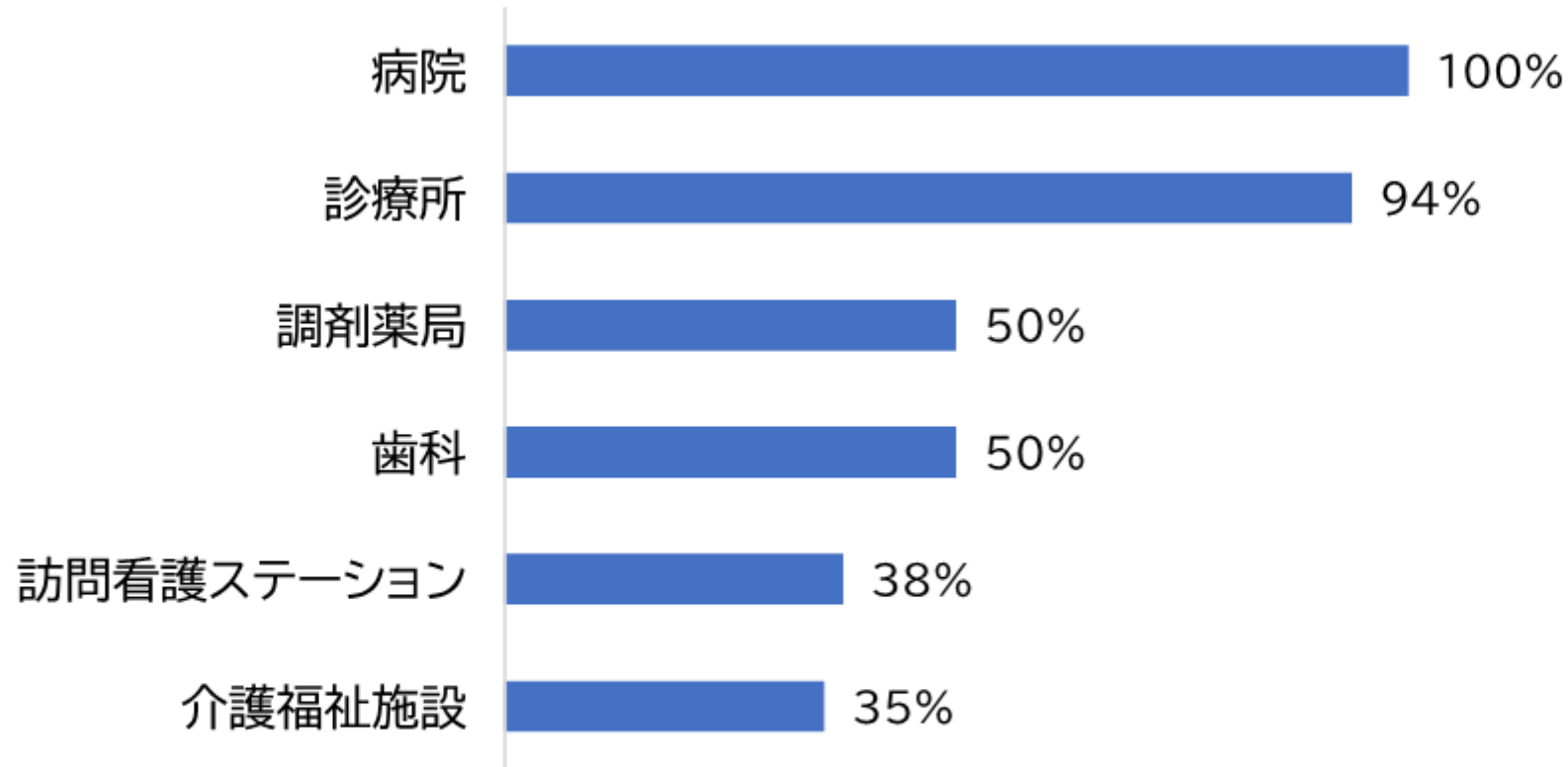


図5. 閲覧施設の種類(回答数48)



【その他の閲覧施設についての回答】

行政、保健所、介護保険関係(訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所、介護老人保健施設、地域包括支援センター)、障がい者相談支援センター、医師会、薬剤師会、研究機関

座談会での協議事項

1. 協議会・ネットワークの運営
2. ID-Linkの開示情報・利用機能
3. 同意書
4. 双方向性のデータ活用

協議会・ネットワークの運営

(1施設での運営は除く)

図11. 運営主となっている組織(回答数35)

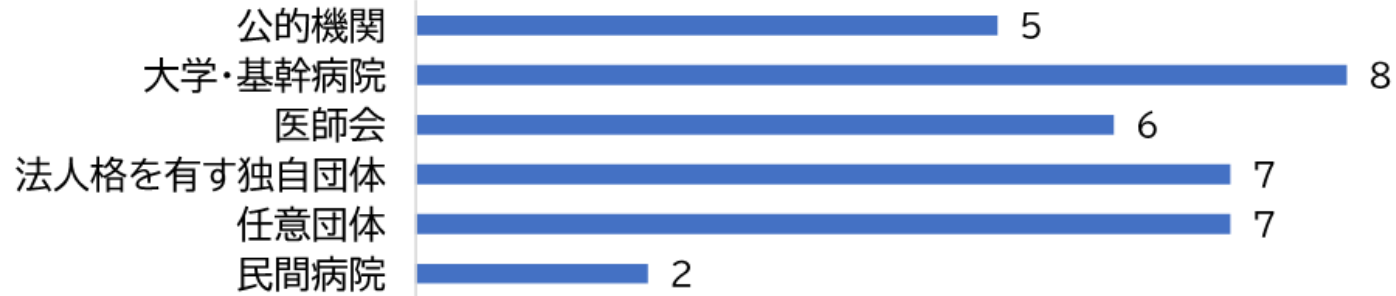


図12. 運営事務を実施する組織(複数選択可)(回答数35)

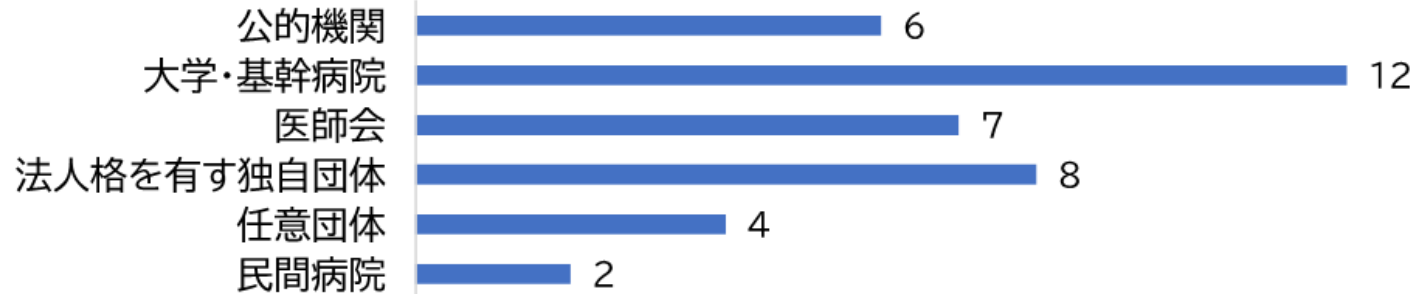
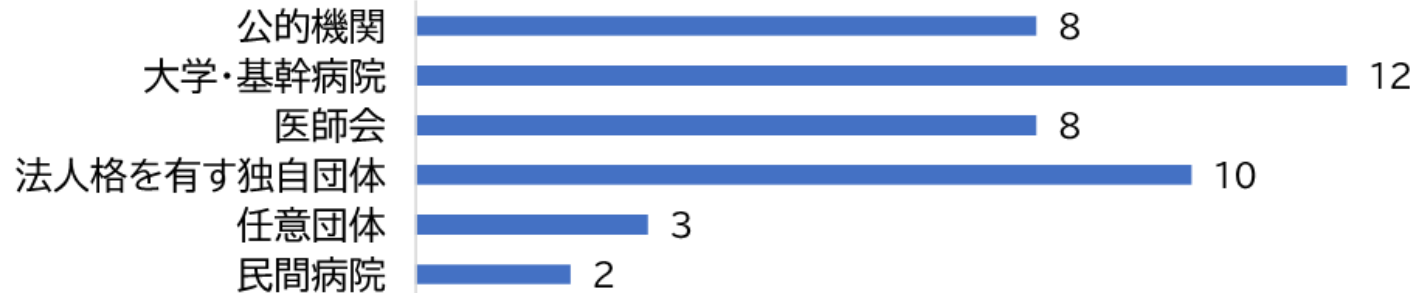


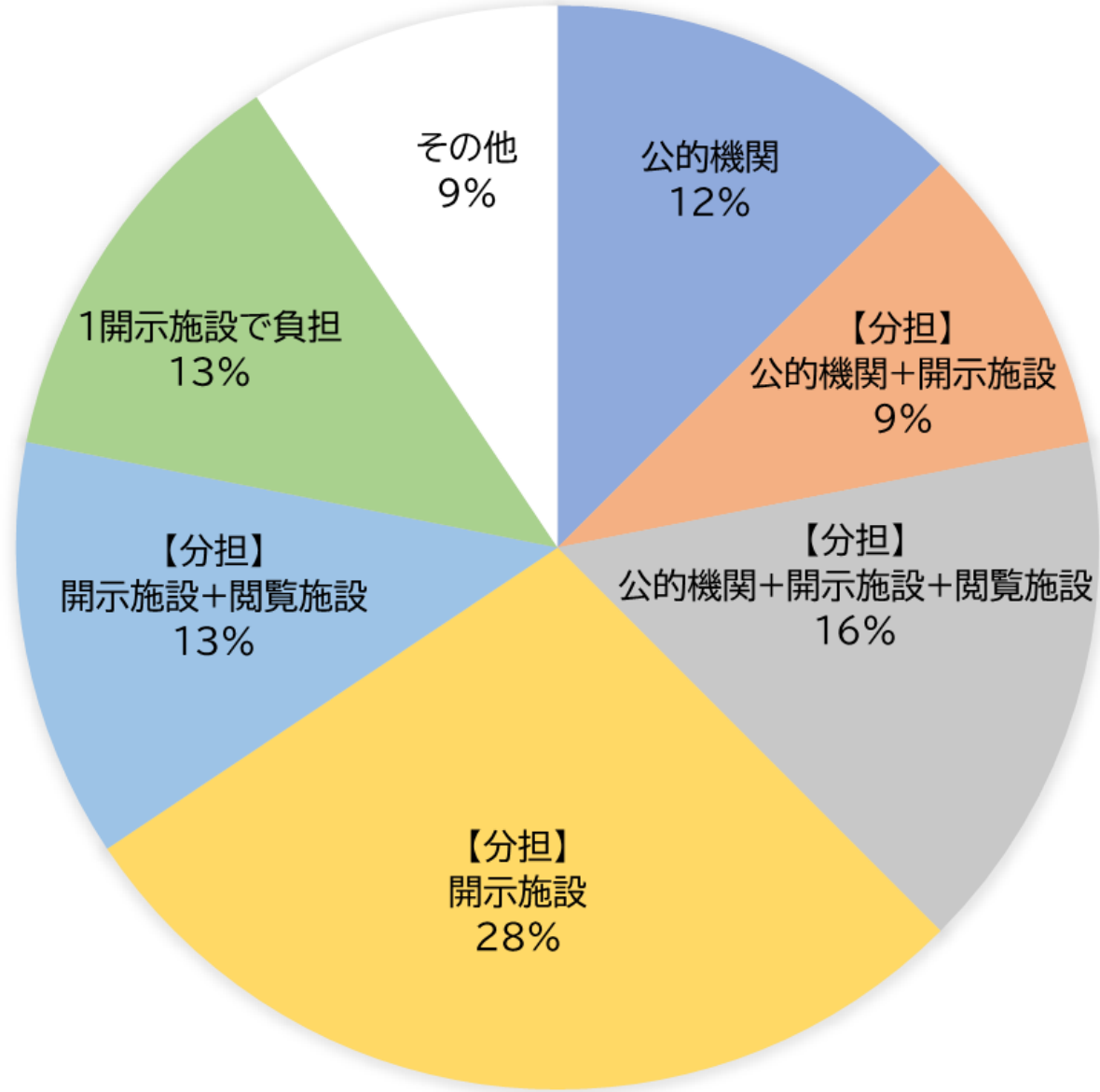
図13. 普及活動を担当する組織(複数選択可)(回答数35)



Q2. 協議会・ネットワークの運営に関する意見等 (回答数 9)

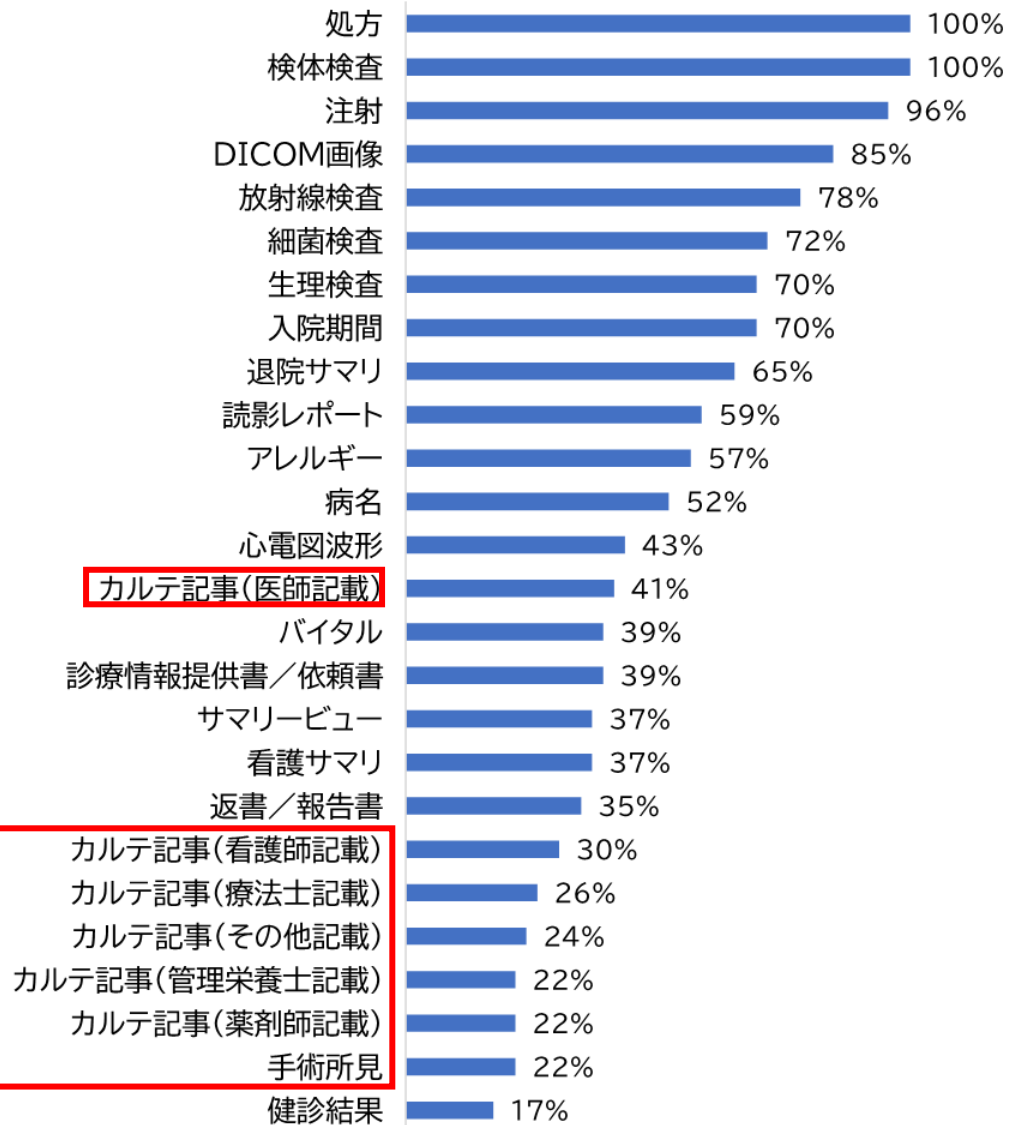
- 医療 DX における今後の動向が見えず運営上の先々の検討が進みにくくなっている。
- 協議会をもたず、独自運営している病院のユーザー同士で情報交換を行いたい。
- 道南地域医療連携協議会は 15 年間協議会運営を行ってきましたが、組織の拡大に伴い、事務局の業務負担が増加しており、これまでは実質無償(無報酬)で協議会運営できていましたが、現形態では持続困難と判断し、今年度より、参加施設から人件費を徴収し、専従職員雇用にシフトしました。
- 協議会立ち上げ時より、協議会事務局が公立病院内にあり、病院職員が NPO 法人の事務局員を兼業している問題(公務中の兼業問題)が元来あるため、解消に向けて組織再編(事務局移管)を検討中です。
- 持続可能な法人(協議会)運営を行うための過渡期だとっております。他の協議会・ネットワークの運営課題も拝聴してみたいです。
- 運営費の捻出が難しい。費用を抑えるため、システムのクラウド化、利用料の値引きをお願いしたい。ID-Link ひとつで介護との連携、包括ケアシステムの実現が出来るとありがたい。
- 今後は、他医療連携ネットワークと連携するなど考えている。
- 他ユニオンにおける運用実態を知りたい。
- 粛々と事務的にネットワーク事務局を維持するための運営をするか、医療機関等と「まちづくり」などに貢献できる「心あるネットワークづくり」として運営するか(コミュニティワーク)、次世代にどのように繋いでいくのか、日々問答している。
- 今は全体で意図的に利用範囲など制御することはほとんどなく臨床現場にお任せして自由に使っていたಿದೆいます。

図14. 経費負担する組織(回答数31)



ID-Linkの開示情報

図15. 開示している情報 (複数選択可) (回答数46)



電子カルテの標準化

3 文書

- ・ 診療情報提供書
- ・ 退院時サマリー
- ・ 健康診断結果報告書

6 情報

- ・ 傷病名
- ・ アレルギー情報
- ・ 感染症情報
- ・ 薬剤禁忌情報
- ・ 検査情報
- ・ 処方情報

【その他開示している情報の回答】 ○入院経過概要 ○ノート欄への手書き情報

図17. 開示したカルテ記事、退院サマリ、看護サマリを閲覧施設の医師以外のメディカルスタッフも閲覧しているか。閲覧している場合、閲覧施設のメディカルスタッフの医療の質の向上に貢献しているか。(回答数45)

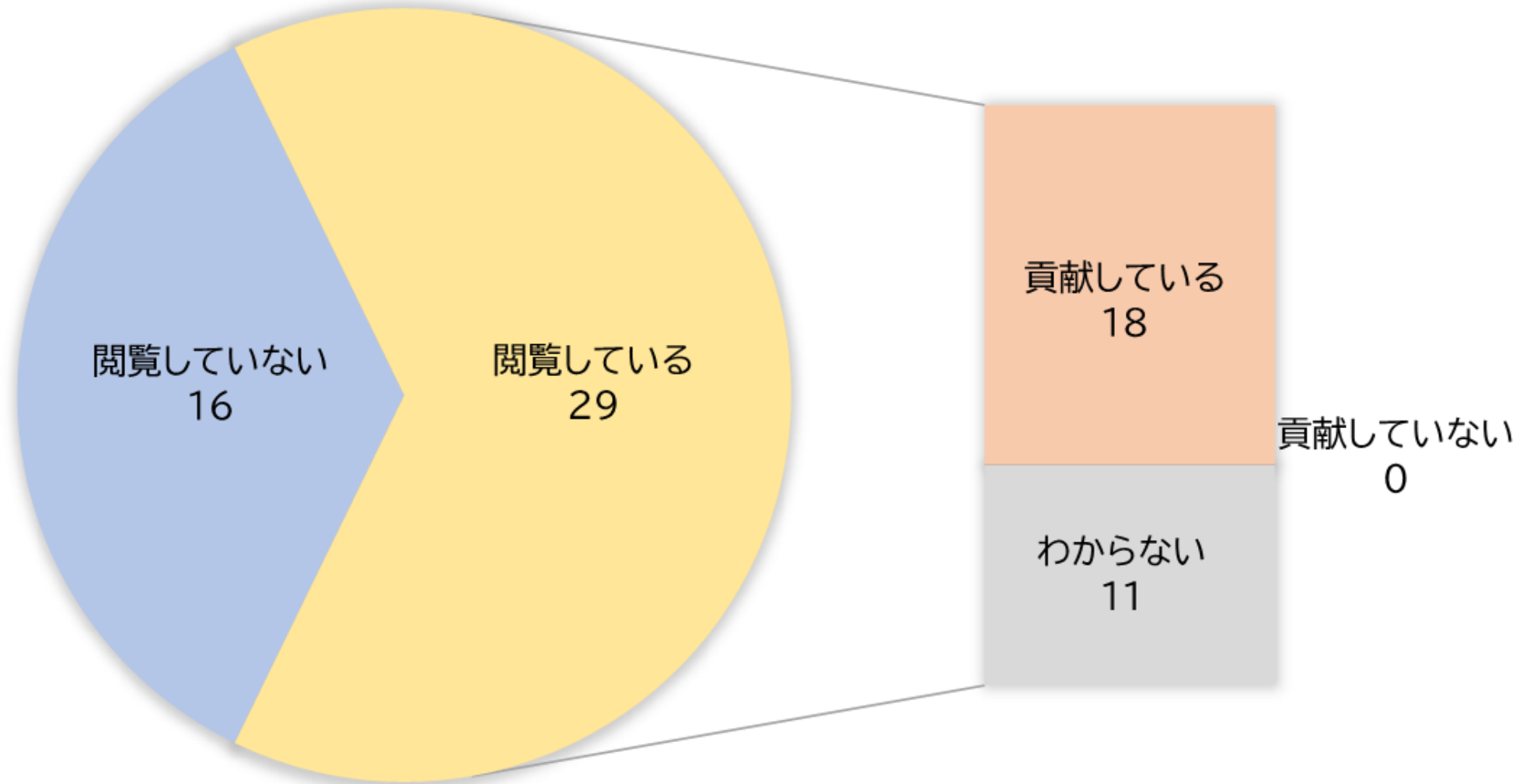
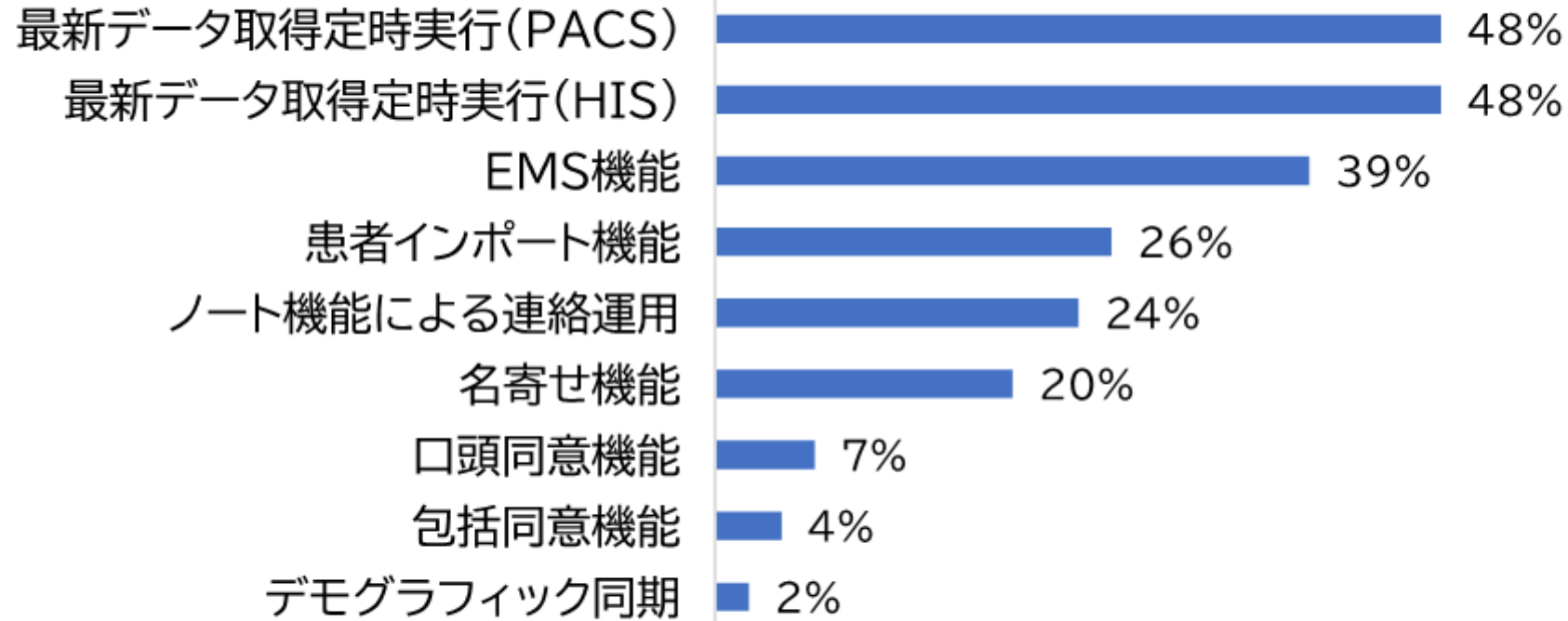


図16. 利用している機能(複数選択可)(回答数46)

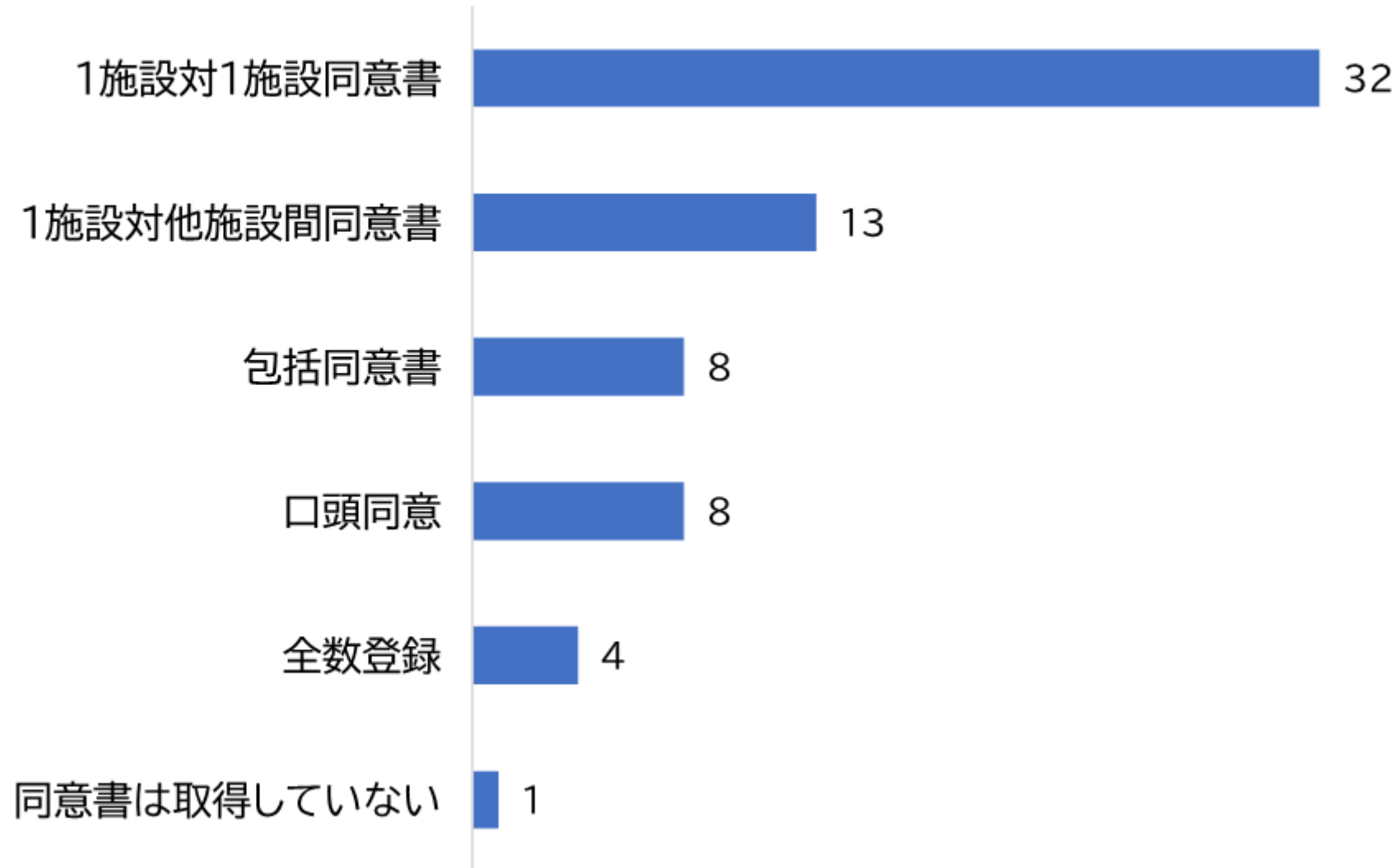


【その他利用している機能の回答】 ○フェイスシート機能

Q3. 開示情報や利用機能に関する意見等 (回答数 9)

- 複数の公開病院が全患者登録をしているがそれらを名寄せしたあとの最新データ取得の自動化
- 歯科処置についても開示できると良いです。
- NEC の汎用オーダーの公開にも対応してもらいたい。他ベンダービューワの使い方を案内してもらいたいが、あまり積極的でないのはなぜか。
- 包括同意をされている協議会の導入事例を拝聴してみたいです。
- 在宅医師が EMS 機能で患者の状態把握に役立っている、コロナ禍で頻度が多くなった。
- 開示情報や利用機能については、各施設のポリシーもあり統一されておらず、運営主体でも正確には把握できておりません。
- DICOM 画像の患者情報を削除しないでほしい。
- 他医療連携ネットワークと連携する際に、開示情報や利用機能の見直しを行う予定です。
- 先進地域(病院)の取り組みを参考に前進させたいと考えています。全国 ID-Link 研究会は良き情報収集機会、相互に刺激を供与しあえる貴重な機会となっています。

図18. 同意書について (複数選択可)(回答数48)



Q4. 同意書に関する意見等 (回答数 9)

- オプトアウトしているのに、なぜ同意書が必要なのかという議論になりがちである。また、院内の同意の取り方と院外の同意の取り方で相違があった場合に混乱しそう。
- 口頭同意となっても連絡票などによる病院間での報告が必要なため、連絡票を記載するなどの手間があり、運用変更ができていません。
- 当初口頭同意でテスト運用したが、院内の意見により同意書運用となりました。将来的には口頭同意運用を目指しています。
- 他医療連携ネットワークと連携する際に、同意取得方法を見直す予定です。
- 患者がアプリなどで電子的に同意を行うような仕組みがあれば紙を減らせるし、患者自身がどこに情報を開示しているかを管理できるようになるのではないか。
- 他ユニオンの状況を知りたい。
- 全数登録、口頭同意に取り組む予定です。
- 原則は1施設対1施設同意書だが、コロナ禍になり特例的に口頭同意を認めているが、通常時でも口頭同意を継続することについて検討中である。
- 情報の管理責任者(各医療機関の開設者)と情報の持ち主である患者・利用者との説明と同意は必要(説明と同意の取得方法・その記録について、法律的にクリアできればこだわる必要はない)

各都道府県
保健所設置市
特別区
医政主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について

日頃より医療分野の情報化に関し、格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域医療情報連携ネットワークについては、各地域において様々な運用がなされているところですが、今般、「地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に照らした具体的な事例を、下記及び別紙のとおりお示しますので、貴部局におかれましては、ご参考にしていただくとともに、管内医療機関等に対する周知方よろしくお願いいたします。

なお、本事例については、個人情報保護法の規定に照らして妥当であることを、個人情報保護委員会に確認しております。

記

- 1 地域医療情報連携ネットワークにおいて、医療機関が保存及び管理等を行う診療情報等を、他の医療機関からの照会を受けて、直接第三者提供する場合（医療機関から地域医療情報連携ネットワークの運営主体に対して診療情報等の保存及び管理等の取扱いを委託している場合（※1）において、当該地域医療情報連携ネットワークの運営主体を介して、他の医療機関からの照会を受けて、診療情報等を第三者提供する場合を含む。）については、
 - ・ 地域医療情報連携ネットワークを通じて、現に受診中の患者に係る過去の診療情報等を他の医療機関に対して照会する場合には、提供元の医療機関が診療情報等を提供するために必要であることから、診療情報等を照会し取得することについて明示的に患者の同意を得る（個人情報保護法第17条第2項各号に掲げる場

合を除く。）ことを、地域医療情報連携ネットワーク及びこれに参加する医療機関間の共通のルールとしていること

- ・ 診療情報等の提供元となる医療機関において、あらかじめ、院内掲示等により診療情報等の利用目的を明示し、患者から留保の意思表示がないこと（※2・3）
- ・ 診療情報等の提供先となる医療機関において、患者の受診時に、患者への医療の提供のために必要な範囲で、地域医療情報連携ネットワークにより、地域医療情報連携ネットワークに参加する他の医療機関から当該診療情報等を取得することについて、明示的に患者の同意を得たうえで照会し、提供を受けること
により、当該診療情報等の第三者提供について、患者の同意が得られたものと考え
ることができること。

ただし、当該方法による個人情報の提供は、患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要な範囲内に限られることに留意すること。

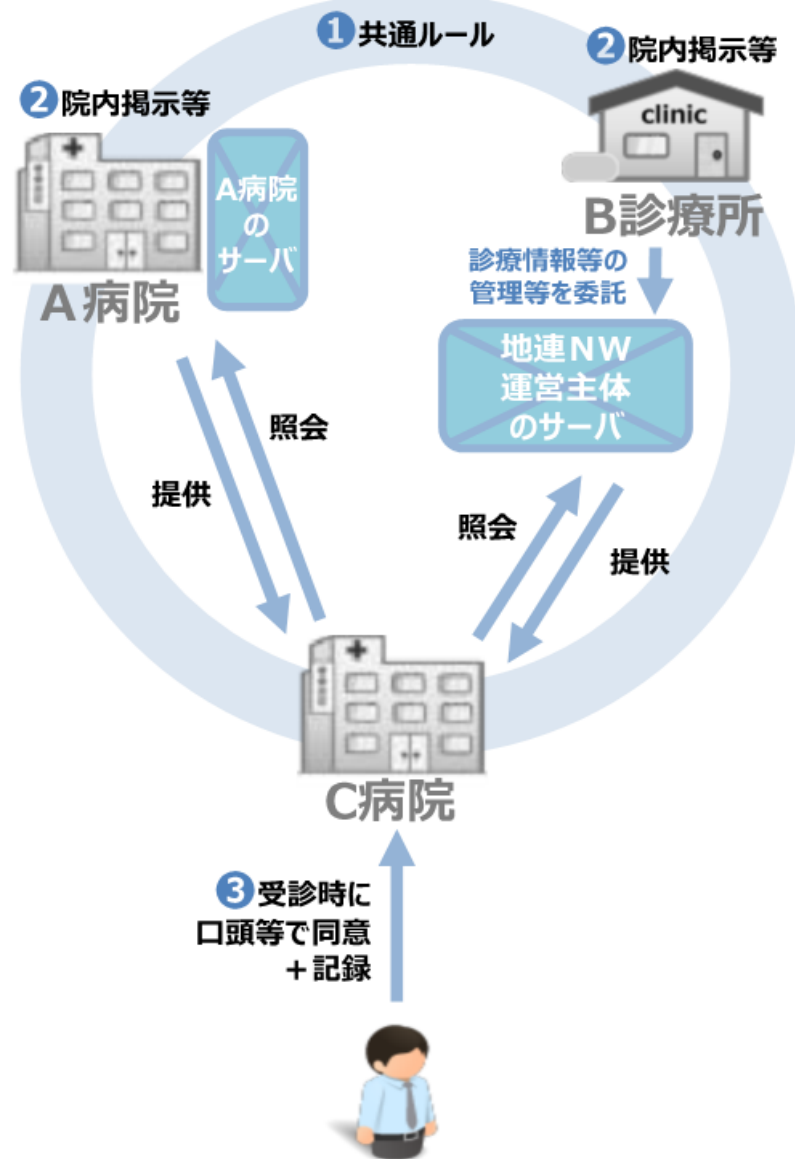
※1 委託に当たっては、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省。以下「ガイダンス」という。）Ⅲ4等にも留意すること。

※2 院内掲示の例

- 利用目的： 患者への医療の提供のために必要な範囲で、地域医療情報連携ネットワークにより、他の医療機関等からの照会があった場合に、これに応じること
- (1) 患者は、医療機関等が示す利用目的の中で同意がたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう医療機関等に求めることができること
- (2) 患者が、(1)の意志表示を行わない場合は、公表された利用目的について患者の同意が得られたものとする
- (3) 同意及び留保は、その後、患者からの申出により、いつでも変更することが可能であること

※3 「院内掲示等により診療情報等の利用目的を明示し、患者から留保の意思表示がないこと」については、ガイダンスⅢ5(3)や、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A（事例集）各論Q2-1～2-8等にも留意すること。

- 2 1における「明示的に患者の同意」を得る方法については、文書による方法のほか、口頭による方法等も認められるものであること。ただし、その際には口頭等により同意を得たことについて診療録等に記録しておくこと。なお、当該記録については、診療録等に記録することで足り、同意に係る文書を別途作成することを求めるものではない。



- ① 地連NWを通じて、現に受診中の患者に係る過去の診療情報等を他の医療機関に対して照会する場合には、明示的に患者の同意を得る(※)ことを、地連NW及びこれに参加する医療機関間の共通のルールとする。

※ 個人情報保護法第17条第2項各号に掲げる場合は除く。



- ② 各地連NW参加医療機関において、院内掲示等により、以下の内容等を明示し、患者から留保の意思表示がない。

<院内掲示の例>

- 利用目的：
 - 患者への医療の提供のために必要な範囲で、地連NWにより、
 - ・ 他の参加医療機関等との連携を図ること
 - ・ 他の参加医療機関等の医師等の意見・助言を求めること
 - ・ 他の参加医療機関等からの照会があった場合にこれに応じること
- (1) 患者は、医療機関等が示す利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得よう医療機関等に求めることができること
- (2) 患者が、(1)の意志表示を行わない場合は、公表された利用目的について患者の同意が得られたものとする
- (3) 同意及び留保は、その後、患者からの申出により、いつでも変更することが可能であること



- ③ 地連NW参加医療機関受診時に、患者への医療の提供のために必要な範囲で他の参加医療機関から診療情報等を取得することについて、患者から口頭等で同意を得る。同意を得た旨を記録する。

患者の診療情報等の提供が可能

図23. 閲覧施設の情報も活用
できるような双方向性のデー
タ活用の取り組み(回答数48)

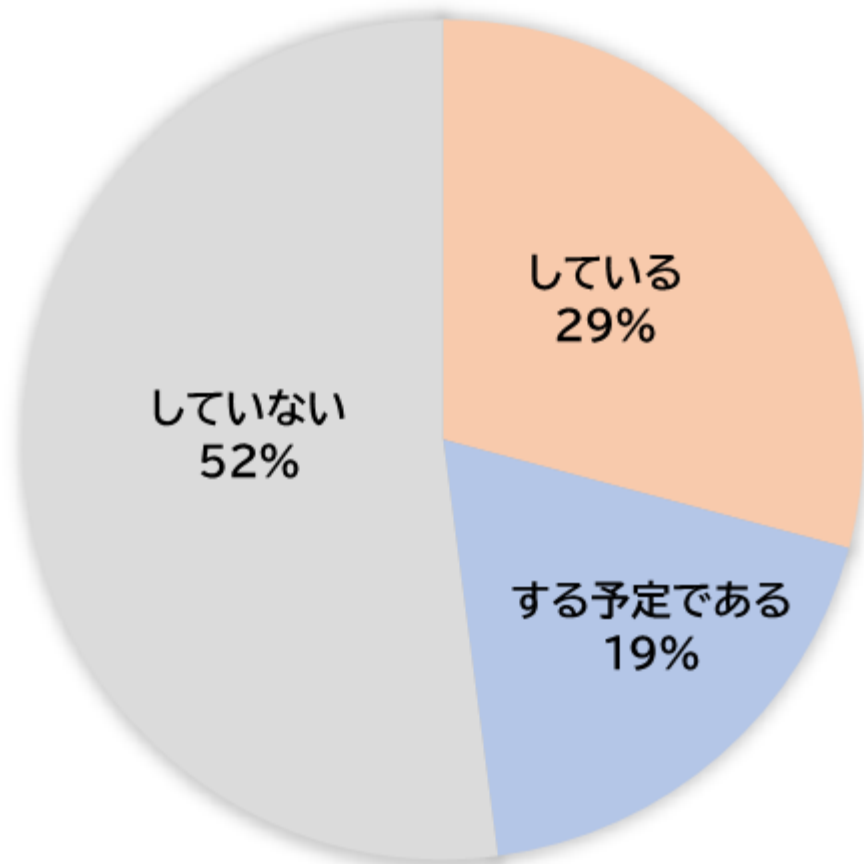
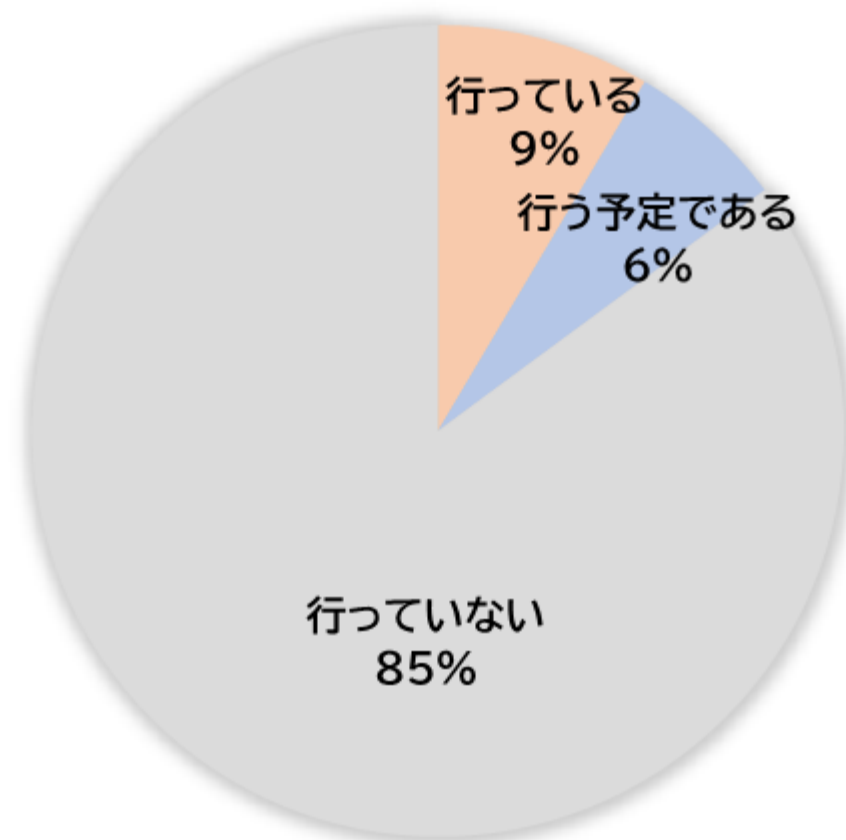


図24. ID-LINKの地域医療
への貢献についての具体的な
アウトカム評価の実施(回答数47)



Q9. 双方向性のデータ活用等への取組内容や意見等(回答数 4)

- 双方向にすればランニングコストを誰が負担するか問題になる。必要最小限の情報共有にとどめランニングコスト最小化＝持続的運用を重視している。
- 今後の課題と思われる。
- 今後、多くの医療機関との連携が増える予定であるので、協議する予定である。
- この点については、ID-Link は技術的に良くなっており、任せておけば安心と思っている。

アンケート調査にご協力いただき
ありがとうございました